

過重労働による健康障害防止のための保健指導等委託業務公募説明書

1. 当該公募の趣旨

本業務については、過重労働による健康障害の未然防止ならびに脳血管・心疾患のリスク管理を目的に、労働安全衛生法第66条の8に定められる「長時間労働者への医師による面接指導」として実施するもの。そのため、本業務については、下記の(1)から(2)の条件が求められる。それらを満たす機関が他にないという理由により、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

- (1) この業務は、産業医により保健指導を実施し、必要に応じて各検査項目について健康診断を実施するものである。そのため、産業医の資格を持ち、北九州市の産業医として任命できる医師が在籍していること
- (2) 北九州市内で胸部超音波、頸部超音波、血液検査等の多岐にわたる検査項目を検査・分析できる機器が揃っていること。また、保健指導を受ける職員すべてに対応できるスタッフがそろい、精度の高い検診が期待できること

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は企画競争を実施する予定である。

2. 業務の概要

(1) 業務名

過重労働による健康障害防止のための保健指導等委託業務

(2) 業務の詳細な説明

ア 産業医面接による保健指導

(ア) 内容:保健指導対象職員の現状聴取並びに助言指導等、面談スケジュール管理

(イ) 面談時期:毎月20日頃から月末頃(土日祝日を除く)

(ウ) 面談時間:1人あたり20分程度

(エ) 対応件数:午前(9:30~11:30)、午後(13:20~16:10)それぞれ5人から7人

(オ) 面談内容:「北九州市過重労働による健康障害防止のための保健指導医師面接マニュアル」のとおり

(カ) 備考:

- ・面談と面談の間には5分程度の面談内容整理時間を設けること
- ・医師面接マニュアルに沿って所定の時間をかけて保健指導を実施すること

・面談対応件数は最大80名程度／月

イ 産業医の判断による健康診断

(ア) 内容:保健指導産業医が必要を認めた職員への健康診断実施

(イ) 実施時期:面談実施月の月末(土日祝日を除く)まで

(ウ) 実施場所:給与課の指定する場所

(エ) 健康診断項目:①負荷心電図検査、②胸部超音波検査、③頸部超音波検査、④血圧検査、⑤血液検査A(血中脂質検査〈総コレステロール・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール〉、血糖検査、ヘモグロビンA1c検査)、⑥血液検査B(ヘモグロビンA1c検査)、⑦微量アルブミン尿検査

(オ) 備考:

- ・健康診断を行う際には、職員に対して、検査の目的、方法、所要時間、検査が体に及ぼす影響等について事前に説明すること
- ・健康診断を行う際には、必ず給与課に報告すること
- ・健康診断の結果を踏まえ、別途医療機関への受診が必要な職員については、「紹介状」を作成すること。紹介状を作成した場合は、給与課に「紹介状の写し」を報告書として提出すること

ウ 報告書作成及び結果報告

(ア) 内容:保健指導実施報告書の提出

(イ) 提出期限:保健指導を行った当月末まで

※至急で報告が必要な場合は、直ちに給与課へ報告すること

(ウ) 成果品:

①面接指導結果報告書及び事後措置に関わる意見書・産業医意見書

※保健指導及び健康診断の結果を踏まえ、「面接指導結果報告書及び事後措置に関わる意見書・産業医意見書」(様式2・様式3)を産業医が作成すること

②疲労に関する調査票(原本)、③問診票(原本)、④健康診断結果、⑤紹介状(写)、⑥個人宛健康診断結果通知、⑦紹介状(封書)

※①、②、④は紙及びデータ、③、⑤、⑥、⑦は紙で提出すること

(エ) その他

保健指導担当医師(産業医の資格を有する者)を北九州市産業医とし、市において任命し、北九州市人事委員会へ報告する。なお、任命期間は契約期間内とする

エ 履行期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日

オ 契約金額

(ア) 産業医による保健指導1件あたりの単価

(保健指導結果報告書及び保健指導対象者リストの作成を含む)

(イ) 健康診断 各項目 1 件あたりの単価

- ① 負荷心電図検査
- ② 胸部超音波検査
- ③ 頸部超音波検査
- ④ 血圧検査
- ⑤ 血液検査 A(血中脂質検査〈総コレステロール・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール〉、血糖検査、ヘモグロビンA1c検査)、
- ⑥ 血液検査B(ヘモグロビンA1c検査)、
- ⑦ 微量アルブミン尿検査

カ 支払い方法

履行確認後、正当請求により支払い

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

的確な保健指導の技術を有する、産業医の資格を持つ医師が在籍し、北九州市の産業医として任命できること。かつ、産業医が必要を認めた職員への健康診断の実施が確実にできること。

4. 手続き等

(1) 契約担当課(問い合わせ先)

住所 北九州市小倉北区内1番1号
担当課名 総務市民局人事部給与課(担当:萬徳)
電話番号 093-582-2222 FAX 番号 093-561-1364

(2) 説明書に対する質問交付及び回答

ア 受付期間

令和8年4月3日から令和8年4月16日までの(土曜日、日曜日、国民の祝日を除く)毎日、8時30分から17時15分まで

イ 受付担当課

(1)に同じ。

※ファックスで質問を行う場合は、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファックス番号を記入しておくこと。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年4月3日から令和8年4月16日までの(土曜日、日曜日、国民の祝日を除く)毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市総務市民局給与課労務・安全衛生担当課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。